

議第178号

滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納償還金
1		(連帯借受人)	連帯して 83,325円
		(連帯保証人)	
2		(連帯借受人)	連帯して 30,000円
		(連帯保証人)	
3		(連帯借受人)	連帯して 15,000円
		(連帯保証人)	
4		(連帯借受人)	連帯して 221,821円
		(連帯保証人)	

2 請求額

上記1の滞納償還金およびこれに対する支払済みまでの年10.75%の違約金

3 請求の要旨

上記の者は、いずれも滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る償還金を滞納し、県は支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納償還金および違約金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審の結果必要がある場合は、上訴するものとする。